令和９年度「広報かしわら」及びウェブサイト広告掲載業務　仕様書

1.総則

1.1　業務名　令和９年度「広報かしわら」及びウェブサイト広告掲載業務

1.2　業務場所　秘書広報課の指定する場所

1.3　契約期間　契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 31 日

1.4　業務内容

次に掲げる媒体の広告掲載に係る募集・選定の他、広告掲載に係る事項についての広告主（広報誌に広告掲載をしようとする者。広告掲載を希望する者が、本業務の受注者（以下「受注者」）ではない者に広告代理業務を依頼している場合は、その依頼主。以下同じ。）との交渉、調整、広告作成その他一切の対応

①広報誌「広報かしわら」（以下「広報誌」）　②柏原市ウェブサイト（以下「市ウェブサイト」）

1.5　広告の募集

広告募集及び掲載手続き等については次の各号に留意すること。

(1) 関係する要綱等及び本仕様書をよく理解して手続きを行うこと。

(2) 広告主に対して、広告掲載の可否に関わる基準及び手続きについて十分に説明を行うこと。特に、下記の事項についてあらかじめ広告主の合意を得なければならない。

①広告内容に関する一切の責任は広告主が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負わないものとすること。

②広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等に係る財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて、広告主が保証すること。

③市に対して、広告主の責めに帰する理由に基づき、第三者から広告主の広告活動に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとし、市は責任及び負担を負わないものとすること。

(3) 広告掲載の可否を決定するために必要な資料を収集・作成し、市が求めたときは資料を市に提出すること。なお、広告主の氏名（広告主が法人の場合は、法人名及び代表者氏名）・住所を記載した文書（以下「申込書等」）は必ず作成及び提出しなければならない。

(4) 下記の事項について、あらかじめ文書にて広告主の承諾を得、当該文書を市に提出しなければならない。（当該文書は、別添の参考様式 1 又は参考様式 1 を基に受注者において作成する任意の様式で、申込書等と兼ねることができる。）

①市が広告主の市税納付状況についての調査を行うこと。

②広告主に市税の滞納があった場合、「市税の滞納があること」について市が受注者に通知すること。（税目等の詳細については通知しないため、詳細が不明な場合は広告主が自身で柏原市財務部納税課に確認する必要がある。）

③市が柏原市暴力団排除条例に基づく調査を行うこと。

（5）広告募集及び掲載手続きに必要な費用は、全て受注者が負担すること。

1.6　契約金額

本業務の受注者は、契約金額をもって市が定める広告掲載枠を買取るものとする。

なお、契約締結後、遅滞なく内訳明細書（広報誌広告及び市ウェブサイト広告のそれぞれの契約金額の内訳を示したもの）を市に提出するものとする。

1.7　契約金額の支払い

契約金額については、次の支払計画のとおり、市が発行する納入通知書により納入するものとする。

	納入金額	納入期日
1	契約金額に 12 分の 3 を乗じ、千円未満を切り捨てた額	令和 9 年 6 月 30 日
2	契約金額に 12 分の 3 を乗じ、千円未満を切り捨てた額	令和 9 年 9 月 30 日
3	契約金額に 12 分の 3 を乗じ、千円未満を切り捨てた額	令和 9 年 12 月 28 日
4	契約金額から上記 1～3 の合計額を控除した額	令和 10 年 3 月 31 日

1.8　注意事項

同種業務（令和 8 年度「広報かしわら」及びウェブサイト広告掲載業務）の契約期間の終期が令和 9 年 3 月 31 日であり、本業務の契約期間と一部重複するため、本業務の契約締結後に広告主への営業活動を行う際は、広告掲載期間について誤解を与えないよう留意すること。

1.9　その他

本仕様書に記載なき事項については、別途協議の上決定する。

2.広報誌

2.1　広報誌の概要

月 1 回、毎月 1 日付けで発行。A4 判フルカラーの冊子型で、1 回当たりの発行部数は 30,000 部（予定)。配送の都合上、発行日の前月 25 日（25 日が閉庁日の場合はその直前の平日とする。）に柏原市内各戸や市内公共施設などに配布する。

2.2　広告掲載期間

令和 9 年 4 月～令和 10 年 3 月（広報誌の令和 9 年 5 月号～10 年 4 月号の各 1 号単位、全 12 回）

2.3　業務工程及びスケジュール

書類及び広告データ提出	本仕様書に沿って作成した広告データに別添の参考様式 2、1.5 (3) 及び 1.5 (4) に規定する文書を添えて、メール又は CD-R 等にて、広報発行月の前々月 20 日までに秘書広報課に提出する。
市による確認	秘書広報課が広告主及び内容の確認を行い、広報発行月の前月 1 日頃までにその結果を受注者に通知する。修正が必要な場合、受注者は秘書広報課の指定する期日までに修正する。
校正出し	広報発行月の前月 10 日頃に受注者へデータにて校正原稿を渡す。
最終校正戻し	受注者は、校正出しから秘書広報課の指定する期日（おおむね校正出しの翌営業日）までに校正データの内容の確認を行う。

※指定日が閉庁日の場合はその直前の平日とする。

2.4　広告の規格等

2.4.1　広告寸法

・1 号広告（縦 4.5 ㎝×横 16.5 ㎝、2 号広告 2 枠分）　・2 号広告（縦 4.5 ㎝×横 8.0 ㎝）

・3 号広告（縦 5.0 ㎝×横 17.3 ㎝、4 号広告 2 枠分）　・4 号広告（縦 5.0 ㎝×横 8.4 ㎝）

・5 号広告（縦 10.5 ㎝×横 17.3 ㎝、4 号広告 4 枠分）

2.4.2　広告掲載枠（1 カ月当たり）

(1) 1 号広告及び 2 号広告

広報誌の中面の最下段で、市の指定するページ及び位置。掲載数は、2 号広告換算で 4 枠。

(2) 3 号広告、4 号広告及び 5 号広告

広報誌の最終面（表 4）で、市の指定する位置。掲載数は、4 号広告換算で 10 枠。

2.4.3　広告制作仕様

(1) 市の DTP 制作環境（下記参照）で対応できるもので、ファイル形式は ai、eps、tiff のいずれかとする。

・DTP 制作環境

編集機　NEC 社製 Windows コンピュータ（OS Windows 11 Pro）

使用ソフト　Indesign2024、Illustrator2024、Photoshop2024（いずれも Adobe 社製）

(2) 他の条件

・解像度　300～350dpi

・カラー　CMYK（特色は使用不可）
・データ容量　1～4 号広告は 10MB、5 号広告は 15MB を上限とする。
・画像の埋め込み　必要（リンク状態不可）
・文字サイズ　8 級（Q）以上
・文字のアウトライン化　必要

2.5　広告の掲載範囲

広告掲載を行うのは広報誌の印刷媒体のみとし、市ウェブサイトその他の媒体に掲載する広報誌の電子データについては、広告の掲載を行わない。

2.6　関係する市の要綱等

広告内容等については、次の要綱等に基づいて判断する。なお、契約期間中に当該要綱等が改正されたときは、改正後の要綱等に従わなければならない。

(1)「広報かしわら」広告掲載要綱
(2) 柏原市有料広告掲載に関する取扱要綱
(3) 柏原市広告掲載基準

3.市ウェブサイト

3.1　市ウェブサイトの概要

URL と年間アクセス数（参考値）

・URL　https://www.city.kashiwara.lg.jp/

・年間アクセス数　（令和 3 年度）約 398,000 件　（令和 4 年度）約 250,000 件
（令和 5 年度）約 254,000 件　（令和 6 年度）約 274,000 件　（令和 7 年度）約 245,000 件

3.2　広告掲載期間

令和 9 年 4 月～令和 10 年 3 月（1 カ月単位）

＜各月の掲載開始及び終了日＞

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
開始	1 日	6 日	1 日	1 日	2 日	1 日	1 日	1 日	1 日	4 日	1 日	1 日
終了	30 日	31 日	30 日	30 日	31 日	30 日	29 日	30 日	28 日	31 日	29 日	31 日

※掲載開始時間は指定日の午前、掲載終了時間は指定日の午後とする。ただし、掲載が前月から又は翌月に継続する場合はこの限りではない。

※法令の改正により、指定日が国民の祝日や振替休日に該当した場合等は、指定日を変更する可能性がある。

3.3　業務工程及びスケジュール

書類及び広告データ提出	本仕様書に沿って作成した広告データに別添の参考様式 3、1.5 (3) 及び 1.5 (4) に規定する文書を添えて、メール又は CD-R 等にて、掲載開始希望日の 10 日前までに秘書広報課に提出する。 ※次月の掲載広告が前月からの継続のみ又は 0 件の場合は、参考様式 3 のみの提出で足る。
市による確認	秘書広報課が広告主及び内容の確認を行い、掲載開始希望日の 5 日前までにその結果を受注者に通知する。修正が必要な場合、受注者は秘書広報課の指定する期日までに修正する。

※指定日数は閉庁日を除いて算出する。

3.4　広告の規格等

3.4.1　広告寸法等

・サイズ　縦 50 ピクセル×横 170 ピクセル

・ファイル形式　gif（アニメーション gif も可。ただし、画像切り替えのスピードは本市が指定するものとする。）、jpg、png のいずれか（透過不可）

・データ容量　20KB 以内

3.4.2　広告掲載枠

トップページ（https://www.city.kashiwara.lg.jp/）で、市の指定する位置。掲載数は、最大 10 枠までとする。

3.5　市ウェブサイトの一時閉鎖等に伴う措置

市ウェブサイトのメンテナンスに伴い市ウェブサイトを 24 時間以上連続して閉鎖した等、市の責めに帰すべき事由によって受注者が 1 日以上広告掲載枠を使用できない期間が生じた場合は、広告掲載枠を使用できなかった日数（1 日未満の端数切捨て、以下「閉鎖日数」）に相当する期間、広告の掲載期間を延長するものとする。

ただし、延長後の広告の掲載期間が契約期間を超えるときは、当該広告を 3.4.2 に定める広告掲載枠以外のスペースに閉鎖日数に相当する期間掲載することで、広告の掲載期間の延長に代える。

3.6　関係する市の要綱等

広告内容等については、次の要綱等に基づいて判断する。なお、契約期間中に当該要綱等が改正されたときは、改正後の要綱等に従わなければならない。

(1) 柏原市ウェブサイト広告掲載要領
(2) 柏原市有料広告掲載に関する取扱要綱
(3) 柏原市広告掲載基準

参考様式 1

年　　月　　日

令和９年度「広報かしわら」又はウェブサイト広告掲載に係る承諾書

柏原市長

住所
名称
代表者職氏名

「広報かしわら」又は柏原市ウェブサイトへの広告掲載申込みに当たり、次の事項について承諾します。

記

1. 承諾事項

- 企業又は団体及び代表者の柏原市税納付状況調査を、柏原市が行うことを承諾します。
- 企業又は団体及び代表者に柏原市税の滞納があった場合、市税の滞納があった事実を、柏原市が広告掲載業務の受注者に通知することを承諾します。
- 柏原市有料広告掲載に関する取扱要綱第１４条第１０号に該当しないことを確認するため、柏原市から役員名簿等の資料の提出を求められた場合には、速やかに提出します。また、調査及び確認のため、柏原市が警察に照会することを承諾します。

以上

参考様式 2

年　　月　　日

「広報かしわら」広告　入稿表

「広報かしわら」への広告について、広告データを添えて次のとおり入稿します。

掲載号	令和　　年　　月号

掲載面	広告主名称	枠（該当するものに○）
裏面		3号（2枠）・4号（1枠）・5号（4枠）
		3号（2枠）・4号（1枠）・5号（4枠）
		3号（2枠）・4号（1枠）・5号（4枠）
		3号（2枠）・4号（1枠）・5号（4枠）
		3号（2枠）・4号（1枠）・5号（4枠）
		3号（2枠）・4号（1枠）・5号（4枠）
		3号（2枠）・4号（1枠）・5号（4枠）
		3号（2枠）・4号（1枠）・5号（4枠）
		3号（2枠）・4号（1枠）・5号（4枠）
		3号（2枠）・4号（1枠）・5号（4枠）
掲載面	広告主名称	枠（該当するものに○）
中面		1号（2枠）・2号（1枠）
		1号（2枠）・2号（1枠）
		1号（2枠）・2号（1枠）
		1号（2枠）・2号（1枠）

年　　月　　日

「広報かしわら」広告掲載可否の確認について（通知）

（受注者　名称）　様

柏原市政策推進部秘書広報課長

上記のとおり入稿いただいた件につきまして、広告掲載可否の確認をしましたので、次のとおり確認結果を通知します。

□　広告掲載可能

□　広告掲載不可（不可の場合の理由　　）

参考様式 3

年　　月　　日

柏原市ウェブサイト広告　入稿表

柏原市ウェブサイトへの広告について、次のとおりお知らせします。

掲載月	令和　　年　　月

（次のいずれかに☑）

□　前月からの継続のみ、又は掲載希望なしのため、今月の新規掲載広告はありません。

□　下記のとおり新規掲載広告がありますので、広告データを添えて入稿します。

1	広告主名称	
	掲載 URL	
	alt/title 属性	
	掲載期間	令和　　年　　月　～　令和　　年　　月
2	広告主名称	
	掲載 URL	
	alt/title 属性	
	掲載期間	令和　　年　　月　～　令和　　年　　月
3	広告主名称	
	掲載 URL	
	alt/title 属性	
	掲載期間	令和　　年　　月　～　令和　　年　　月

年　　月　　日

柏原市ウェブサイト広告掲載可否の確認について（通知）

（受注者　名称）　様

柏原市政策推進部秘書広報課長

上記のとおり入稿いただいた件につきまして、広告掲載可否の確認をしましたので、次のとおり確認結果を通知します。

□　広告掲載可能

□　広告掲載不可（不可の場合の理由　　）